

令和6年度 第1回 丹波市入札監視委員会議事概要

開催日及び場所		令和6年7月25日(木) 柏原自治会館 4階 会議室	
出席者	委員	石原 俊彦 (関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授) 山本 晶子 (武庫川女子大学共通教育部教授) 東 泰弘 (弁護士) 世羅 徹 (公認会計士)	
	事務局	細見副市長 上畑技監兼入札検査部長 谷口入札検査室長 西田副 室長兼検査係長 尾松入札係長 山崎主幹	
	説明者	営繕課 村上、河川整備課 加賀山・大江・井上、教育総務課 荻野・ 中島、社会教育・文化財課 足立・高見、市民活動課 淵上・田中、 環境課 澤田・大森	
内容	1 報告 業務における低入札価格調 査制度についての調査	前回の監視委員会で提案のあった業務にお ける低入札価格調査制度で、県下で導入して いる団体は42団体のうち2団体。少ない理由 は、直接費に占める人件費の割合が大きく、低 入札の調査を行う際、客観的な指標がなく費 用縮減の判断が困難なためではないか。今後 は運用状況を確認するなど調査を継続する。	
	(問) 実施団体はどこか。	(答) 神戸市と伊丹市である。	
	2 議事 (1) 令和5年度下半期入札・ 契約状況の報告 対象期間 令和5年10月1日 ～令和6年3月31日	(建設工事) 入札：65件 落札率：86.22% 契約金額合計：1,137,743千円 (業務委託) 入札：58件 落札率：73.84% 契約金額合計：163,589千円 (物品購入) 入札：16件 落札率：83.86% 契約金額合計：103,275千円 (随意契約) 件数：74件 契約金額合計：1,401,090千円 (指名停止)：7件	
(2) 抽出事案に係る入札及び 契約 (手続き等の審議) 対象期間 令和5年10月1日 ～令和6年3月31日	抽出件数：9件 (内訳) 一般競争入札：3件 指名競争入札：3件 随意契約：3件		
委員からの質問・意見	質問・意見	回答	
それに対する回答等	別紙1 (1～5ページ)	別紙1 (1～5ページ)	
委員会による意見の 具申又は勧告 (講評)	別紙2		

別紙 1

質問・意見	回答
<p>抽出事案に係る入札契約手続き等の審議 今回の事案抽出の考え方</p>	<p>別紙 2 のとおり</p>
<p>(1) 制限付一般競争入札 丹施整工第 3 号 市島支所及び市島農村環境改善センター 解体工事</p> <p>① 失格が 4 者と少なくない上にいずれも最低制限価格をかなり下回る入札金額となっているが、その原因は何か、また予定価格の設定が適正であったのか検討するため。</p> <p>② 解体工事に占める割合として人件費が高いのか、処分費などが高いのか。</p> <p>③ 最低賃金の引き上げも発表され、県内では公契約条例で労務単価を意識している自治体もある。物価も上がってきて低賃金で働いておられる方の生活を守る観点からも市の姿勢としてどのように確認しているのか、現在の流れに沿って検討してほしい。</p>	<p>① 公共建築工事積算基準や公共単価等に基づき積算しており、予定価格は適正であったと考えている。 失格者については、解体を得意とする事業者や、リサイクルプラントを自社保有し、処分費が抑えられる事業者等各社の創意工夫により安価での受注が可能となる複数の要因があったと推察される。</p> <p>② 設計は、建築の積算基準で積み上げており、処分費が直接工事費の中でどれだけを占めるかは、時間をいただければ算出できるが、人件費だけを抜き出して計算するのはかなり難しい。</p> <p>③ 丹波市は公契約条例までは定めていないが、要綱として最低賃金を遵守することを定め、誓約書の提出を求めている。</p>
<p>(2) 制限付一般競争入札 河管委第 27 号 犬岡排水機場機械設備整備工事実施設計業務</p> <p>① 応札者が僅か 1 者だが、その原因は何か。また、これに対する対策は何か考えられるか。</p> <p>② 10 者に見積を徴集し異常判定までしたのに予算内に収まらなかったのか。また、早期の起工に努めるとあるがどのようなことが考えられるか。</p> <p>③ 10 者見積徴集しているにもかかわらず、応札が 1 者であるが、他にはできないのか。</p> <p>④ 見積徴集した過去に実績のある 10 者</p>	<p>① 設計の段階で労務単価等の高騰により予算の不足が判明し、補正予算を行ってからの発注となったため、履行期間が短く、1 者のみの応札になったと考えられる。対策として適正な予算及び履行期間の確保に努める。</p> <p>② 見積を徴集したのは歩掛であり、労務単価が大幅に値上がりしたため、予算内に収まらなかった。従来平成 29 年に策定した排水機場長寿命化計画に基づき、設計費は工事費を基に予算確保していたが、実情と合わなくなっていることもあり、予算の段階から見積徴集することで実勢価格に近い予算が確保できることとなり早期起</p>

<p>は、すべて入札参加資格があるのか。入札参加資格を有する者はこの 10 者以外にもあるのか。</p>	<p>工につながると考えている。</p> <p>③ 他の事業者は他の業務を受注しているなど、発注時期が繁忙期であったのではないかと推察される。</p> <p>④ 10 者とも資格がある。他にも事業者はある。</p>
<p>(3) 指名競争入札 河管委第 37 号 加古川沿い支障木 枝の剪定業務</p> <p>① 落札率が非常に低い。落札者以外にも予定価格と比較して相当低い金額で入札している参加者がいるが、予定価格の設定は適正になされているのか。</p> <p>② 見積は入札金額に近かったのではないかと推察されるが、価格が高い事業者は異常値判定で除外とならなかったのか。どの項目が高いのか。</p> <p>③ 総額は高くても項目で除外できないのであれば見積徴集数を増やせば、適正な予定価格を算出できるのではないか。</p>	<p>① 予定価格は、見積を徴集し、異常値判定のうえ平均値を採用しているため、適正であったと考えるが、最低制限価格の設定がなかったため、費用を抑えた入札が可能となり予定価格との乖離が見られたのではないか。</p> <p>② 異常値判定は工種ごとに分けて判定しているため、除外されなかった。どの項目も全体的に他者の 2 倍に近づいている。</p> <p>③ 見積徴集の基準に基づいて最低の 3 者から徴集しているが、今後は検討していく。</p>
<p>(4) 指名競争入札 丹教総工第 22 号 竹山小学校遊具新設工事</p> <p>① 落札率が低いですが、これで遊具の安全性は確保されているのか。また、落札者以外の 3 者の入札金額が全く同じだが、これにはどういった理由が考えられるのか。</p> <p>② 開札年月日が年度末となっているが、なぜこの時期の発注となったのか。前の工事に不測の事態等があり、工事することになったのか。</p> <p>③ 総合遊具とは、メーカーから買ってきたものを設置するのか。</p> <p>④ 遊具を下請けのメーカーが設置すると、受注者はなにをするのか。人件費が高いのではないか。</p>	<p>① 契約金額に対して遊具の占める割合が比較的高いものの、特記仕様書に遊具本体の安全領域を確保の上設置するように明記しており、安全性は確保できていると考える。また、予定価格及び遊具の採用単価が公表されており、本案件に最低制限価格は設定されていないが、最低制限価格を計算し入札されたため同価格になったと推察される。</p> <p>② 竹山小学校の統廃合に伴う他の工事が終わるのを待って発注したため年度末となった。この工事自体は当初から予定していたものであるが、時期が当初の予定より少し遅れた。</p> <p>③ メーカーの既存遊具にこちらが指定する遊具を足して現場で下請けのメ</p>

	<p>ーカーに組み立ててもらおう。</p> <p>④ 受注者が行うのは、床掘り・基礎設置など土から下の工事。公共工事積算の場合は、諸経费率等も決まっており、それらを積み上げて積算している。</p>
<p>(5) 随意契約 丹教総物第 56 号 小学校木製机天板購入</p> <p>① 随契の理由には丹波市産材の活用という特殊な条件とあるが、このような条件を付することによりどこまでの合理性があるのか、また、同じ丹波市産材であるにもかかわらず、「生徒用学習机・椅子購入」の事案と比較し見積業者の数が 10 者も少ない理由について確認するため。</p> <p>② 丹波市産材が見積の要件になっていると思うが、刻印や検収など証明があるのか。</p>	<p>① 丹波市では「丹波市の公共建築物等における木材利用の促進に関する方針」に基づいて、丹波市産材の積極的な利用を推進しており、施策として学校で使用する机や椅子についても丹波市産材を利用している。天板は毎年購入して 1 年生の天板を交換しており、今回見積徴集した 3 者以外は応札がほとんどなかった。また、「生徒用学習机・椅子購入」は丹波市産材とスチールの組み合わせという特殊な仕様であるため、広く選定している。</p> <p>② 事業者から産地証明や出荷証明などを書面で提出いただいている。</p>
<p>(6) 随意契約 丹教社文業第 42 号 学習教材盤面作製業務</p> <p>① 落札率が 12.56% と非常に低い。随契の理由は、本案件に特殊な加工を施す必要があり、製造に一定の期間を要するとあるが、この金額で市が求めるレベルのものを本当に作成できたのか確認するため。</p> <p>② 参考見積を提出した事業者は入札に参加されたか。また、受注者には参考見積を依頼したか。イラストなども業務に含まれるか。</p> <p>③ 200 セットはどこに配布されるのか。</p>	<p>① 設計根拠となる単価がないため、市内事業者 5 者に参考見積徴集したが、1 者しか提出がなかったため、その 1 者の見積を根拠に設計し、本見積では市外にも見積先を拡大した。今回指定した用紙は特殊な用紙で、受注者はその用紙を安価で準備できたことが低落札率につながった。納入された盤面は市が求めるレベルを満たしている。</p> <p>② 参考見積を提出した事業者は、本見積にも参加しており、受注者には参考見積を依頼していない。また、イラストは別発注で、今回の業務は印刷・抜き加工のみである。</p> <p>③ 市内の中学 2 年生と、市民への貸出用に住民センターや市民プラザに置く予定である。</p>

<p>(7) 制限付一般競争入札 丹図物第7号</p> <p>丹波市立図書館システム更新に係るハードウェア及びソフトウェア購入</p> <p>① 応札者が「教育委員会サイバー攻撃対策システム機器購入」と同じで、結果として双方1件ずつ受注できている形となっているが、他に応札しうる業者は考えられないのか。</p> <p>② 図書館システム更新ということで、独特のソフトが入っているのか。</p> <p>③ 受注者の応札価格が安いのは、どういった理由と推察しているか。</p> <p>④ 入札時期が12月になったのは、なぜか。年度当初に発注できなかったのか。</p>	<p>① 応札者が少ないことについては、電算機器取扱業者の繁忙期に重なるなどの理由で納期に間に合うと判断した事業者が少なかったと推察されるが、汎用性が高い物品であり、応札困難と判断されるような特殊な性質の物品であるとは考えていない。</p> <p>② 図書館の管理システムは別事業者との契約となっており、物品購入後、管理システムの事業者へ納入品を渡して設定をしてもらう。</p> <p>③ 受注者は、同等品確認が提出されスペックを認めている。参考品より安価に仕入れられる取引先があったのではないか。</p> <p>④ システムベンダーの機器構成の確定に時間を要したが、納入後に設定変更のための臨時休館を予定しており、ほぼ予定通りの発注であった。</p>
<p>(8) 指名競争入札 丹市活物第11号</p> <p>柏原住民センター 電話交換機等購入</p> <p>① 落札率が47.65%と非常に低い。もう1者も予定価格の約55.47%という金額で入札しているが、そもそも予定価格の設定は適正だったのか。また、機器の品質、性能に問題はないのか。</p>	<p>① 積算については、納入実績のある事業者から参考見積を徴集し、平均値を採用している。落札率については、対象機器を安価に調達することが可能な事業者が落札したことにより低くなったと推察される。納入機器は既存機器の後継品であり、品質・性能についても問題なく使用できている</p>
<p>(9) 随意契約（プロポーザル方式） 丹環境工第1号</p> <p>柏原斎場火葬炉設備等更新工事</p> <p>① 高額案件であり、プロポーザル方式を選んだ根拠や審査の適正性について確認を要するため。</p> <p>② プロポーザル選定委員は庁内の委員か。会社内容を庁内委員で判断したのか。</p> <p>③ 1者の場合の合格点が70%と高いがどのように決めたか。また、いつの段階で</p>	<p>① 火葬炉修繕については、各火葬炉業者が特許を持ち独自の炉形式となっていることから、共通仕様書の作成が困難であることや、優れた技術水準と実績を持った事業者を選定するため公募型プロポーザルとした。</p> <p>② 全て庁内委員である。支援業務として専門の会社に委託しており、その会社の判断を基に委員が点をつけている。</p> <p>③ プロポーザル選定委員会で決定した。</p>

<p>決めたのか。</p> <p>④ 新設ではなく更新工事であるが、プロポーザルにする必要があったか。1 炉追加なのであれば、他の事業者が入る余地がなかったのではないか。</p> <p>⑤ 人口減少が進んでいるにもかかわらず、炉を増やすのか。</p>	<p>応募が 1 者であったため、申請締め切りの後に 1 者の場合の合格点を追加した。</p> <p>④ 既存の 4 炉は耐用年数を過ぎているため一度入れ替えて、1 炉を新設するので、他の事業者も入れる余地があると考えていた。</p> <p>⑤ 柏原斎場に 4 炉、氷上斎場に 3 炉あったものを、氷上斎場を廃炉にし、柏原斎場 5 炉にするものであり、人口減少等のシミュレーションを行ったうえでの更新工事である。</p>
<p>(問) 予算残額については、どうしているか。流用等しているか。</p> <p>→適正な予算措置が行政サービスにつながる。予算残としたものは本来ほかの業務に充当できたはずのもので、見積の精細を欠くことで住民サービスの低下につながるという見方もできる。</p>	<p>(答) 同一事業内では事業計画を前倒して執行することもある。流用は不可能ではないが限定されている。</p>

別紙 2

委員会による意見の具申又は勧告（講評）

1. 今回の事案抽出の考え方

- (1) 多数の失格者が出ており、予定価格の適正性に確認が必要な案件。
- (2) 落札率が低く、予定価格の適正性に確認が必要な案件。
- (3) 落札率が低く、履行状況に確認が必要な案件。
- (4) 随意契約の理由等に確認が必要である案件。
- (5) 応札者が1者のみで、原因や対策に確認が必要な案件。
- (6) 応札者が少なく、内容や発注時期の適正性に確認が必要な案件。
- (7) 予定価格が高額であり、プロポーザル方式を選択した根拠に確認が必要な案件。

2. 総括

抽出案件については、概ね適切に事務処理されていると判断できる。

3. 今回の指摘事項

委員から指摘のあった見積徴集での積算による過大な予定価格、人件費の問題、火葬炉やごみ焼却炉などの公募型プロポーザルについて実質的なチェックをしている証跡が残る形で評価ができないか、関係法令等を確認の上、公正な事務手続きとなるよう調査研究をするよう意見を付して、今後も適正な事務処理に努めていただきたい。